

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号 ー)

処 分 名	年次報告、随時報告、合併報告、株式交換等報告、臨時報告の確認		
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 37 項		
所管部課グループ名	経営改革課経営支援グループ（電話 0776 20 0367 内線 2724）		
審 査 基 準	項 目	内 容	
		・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 37 項の規定に合致していること。 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 8 項から第 10 項まで、第 12 項から第 30 項まで、第 32 項または第 34 項から第 36 項までに基づく報告書および書類の提出があること。	
	設定年月日 平成 29 年 4 月 1 日設定（令和元年 9 月 1 日最終変更）		
	標準処理期間	2 月	
	設定年月日 平成 29 年 4 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）		